

精華町産前産後支援ヘルパー派遣事業

妊娠中及び生後1年未満のお子さんを養育する方で、日中家族等からの十分な支援がなく、家事・育児等が困難で支援が必要な妊産婦に対して、安心して出産・育児が迎えられるようヘルパーを派遣し、赤ちゃんとの生活の自立に向けて家事や育児のサポートをします。

1. 対象

精華町に住所を有し、居住している妊産婦（母子健康手帳の交付を受けた妊婦及び産後1年未満）で、次のいずれにも該当する方。ただし多胎児の産婦については、産後2年以内とする。

- ・日中家族等からの十分な支援がない
- ・家事・育児等が困難で支援の必要性が高い

※母子ともに感染症（疑い含む）や入院中の場合は利用できません。

2. 内容

	家事に関すること	育児に関すること
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の準備及び後片付け ・ 衣類の洗濯（干す、たたむ、片付ける）、 ・ 居室などの掃除、整理整頓（散らかったおもちゃの片付け） ・ 生活必需品の買い物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授乳（哺乳瓶の洗浄、消毒、離乳食の調理） ・ おむつ交換 ・ 沐浴・入浴介助（ベビーバスの用意、片付け） ・ ベビー布団の用意、布団干し ・ 病院受診、健診等の同行

※ヘルパーが行うサービス内容は、利用者の家の中で行う日常的な家事、育児の範囲です。

支援内容に関する詳細については、初回訪問時（事前面談）にご相談ください。

ヘルパー訪問時は、妊産婦ご本人は必ず在宅してください。

3. 派遣期間

- ・ 母子健康手帳の交付日から産後1年未満まで

4. 利用の上限

- ・ 妊娠中から産後1年までの期間で合計60時間までとなります。



5. 利用日・利用時間

- ・ 月曜日～日曜日の8時から18時まで。
- ・ 1時間単位の利用となり、1回あたり最大2時間、1日2回まで。
- ・ 12月29日～1月3日は除きます。

※ヘルパーの指定はできません。また派遣の混み具合等によりご希望の日時に対応できない場合があります。

※天災などやむを得ない事情がある場合は、派遣を中止・変更することがあります。

6. 利用料

世帯区分	1時間	2時間
生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	無料	無料
市町村民税課税世帯	600円	1200円

※申請が4月から5月の場合、前年度の市町村民税額となります。市町村民税非課税世帯で他市町村からの転入等により本町で確認できない場合は、市町村民税課税証明書の提出が必要です。

- ・買い物の費用や付き添いの交通費負担については、利用者の実費負担となります。直接、ヘルパーにお支払いください。

7. 委託事業者

社会福祉法人 精華町社会福祉協議会

住所 精華町大字南稲八妻小字砂留22番地1 地域福祉センターかしのき苑内

TEL 0774-94-4573 FAX 0774-93-2278

受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日除く）

8. 利用方法

- ・利用を希望する場合、利用希望日の2週間前までには、精華町健康推進課に申請が必要です。
- ・申請後、委託事業者及び町のコーディネーターがご自宅を訪問し、援助内容のケアプランを作成します。
- ・訪問後、利用可否の審査を行います。

利用が認められた場合、「利用承認通知書」が送付され、ケアプランに基づいて家事、育児を支援します。

- ・毎回の利用後、事業者が持参する「サービス実施記録」に署名してください。
- ・利用料の支払いについては、月初めから月末までのひと月分をまとめて、翌月に請求します。町から納付書が送られてきますので、支払期日までにお支払いをしてください。

9. 変更について

- ・住所、利用料にかかる課税状況、支援内容等の変更がある場合は、事前に変更申請が必要になります。
- ・決定された利用期間の満了前に、利用中止を希望する場合は、精華町産前産後ヘルパー派遣事業利用中止届の提出が必要になります。

10. キャンセルについて

- ・キャンセルについて、利用日前日の午後3時までに事業者へ連絡をしてください。これを過ぎますとキャンセル料が発生します。（1時間の利用があったものとして取り扱います）

11. その他

- ・利用当日の体温が37.5℃以上ある場合は、事業者まで早急にご連絡ください。
- ・利用者のご家庭で感染症が疑われる場合は、利用を中止させていただきます。
- ・ケアプランと異なるサービスはご利用いただけません。



～「私も利用できるのかな…」「もう少し詳しく聞いてみたい」等、お気軽にご相談ください～

【お問い合わせ先】 精華町健康推進課 TEL0774-95-1905

または、精華町母子健康包括支援センター TEL0774-95-1931

家事に関する支援内容について

- 一般的に月に数回しか行わないことや業者に依頼するような掃除などは、家事支援の対象外となります。

支援内容	できること	できないこと
調理等	<ul style="list-style-type: none"> • 調理（下ごしらえ、味付け） ※離乳食含む • 配膳 • テーブル拭き、片付け 	<ul style="list-style-type: none"> • 特別な手間をかけてつくる料理 • 来客の応接（飲食や食事の手配等）
洗濯等	<ul style="list-style-type: none"> • 洗濯機をまわす • 洗濯物を干す、たたむ、取り込む、片付ける 	<ul style="list-style-type: none"> • 特別な手間をかけて行う洗濯（カーテンや布団等大型のもの）
掃除等	<ul style="list-style-type: none"> • リビング、寝室、台所等の簡易な掃除（掃除機、床拭き程度） • おもちゃの片付け • トイレ、風呂、洗面所等の簡易な掃除 • 玄関の簡易な掃除 • 新聞、雑誌等の簡易な片付け 	<ul style="list-style-type: none"> • ガスコンロ、シンク、換気扇、冷蔵庫、エアコン、網戸等の掃除 • 浴室のカビ取り • 床のワックスがけ • 庭掃除（植木の水やり、剪定、草むしり等） • 年末の大掃除や引っ越しの手伝い • 高所など危険を伴う掃除
買い物等	<ul style="list-style-type: none"> • 町内のスーパーなどで購入可能な食材や日用品の買い物 	<ul style="list-style-type: none"> • 贈答品、出産祝いのお返しの買い物 • 家具、電気器具等の購入 • その他日常生活必需品以外の購入
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 郵便局・ポストへの郵便物の持ち込み • シーツ交換 • 布団を干す • ごみ出し等日常発生する範囲の家事 	<ul style="list-style-type: none"> • 大掃除（屋内外） • 銀行への振り込みや引き出し • 貴重品の預かり、支払い • 役場等への申請手続き • 自動車の給油、洗車、清掃 • ペットの世話 • 家の屋内外の修理及び修繕 • 仕事の手伝い • クリーニング店への受け渡し • 送迎

育児に関する支援内容について

- 妊産婦とお子さんが一緒にいる場所で行います。
- 妊産婦が不在中の赤ちゃんのお世話や留守番などは対象外となります。
- 妊産婦への支援となるため、子どもの送迎などは対象になりません。（その場合、「ファミリーサポート事業」のご利用となります。）

支援内容	できること	できないこと
授乳	<ul style="list-style-type: none"> • 湯沸かし、ポット等への移し替え • 粉ミルクの調合 • 哺乳瓶の洗浄、煮沸、消毒、片付け • 離乳食の調理 	<ul style="list-style-type: none"> • ミルクを与える
おむつ交換	<ul style="list-style-type: none"> • おむつ、衣類の交換 	
沐浴	<ul style="list-style-type: none"> • ベビーバスの用意、片付け • 沐浴の介助や着替え 	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもをお風呂に入れる
環境整備	<ul style="list-style-type: none"> • 窓開け、カーテンによる室温調整 • ベビー布団の用意、片付け、布団干し 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 対象児の健診や予防接種の付添 （現地集合可。自宅から付き添う場合は、徒歩又は公共交通機関の利用に限ります。） ※交通費は利用者負担になります。 	<ul style="list-style-type: none"> • ヘルパーと対象児、兄弟だけの外出 • 養育者の受診の付添 • 妊産婦の車をヘルパーが運転 • ヘルパーの車に妊産婦や児が同乗 • ベビーベッド、乳幼児用玩具の組み立て、取り付け等 • 兄弟への支援を主目的とする内容は不可

精華町産前産後ヘルパー派遣事業に関するケアプラン

氏名：

作成日： 年 月 日

気になること、困っていること、心配なこと	目標、目指す状態						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">いつ頃まで</td> <td style="padding: 2px;">() 週間 ・ () か月間</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">どんな援助</td> <td style="padding: 2px;">家事援助 ・ 育児援助</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ケアプラン見直し時期</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日頃</td> </tr> </table>	いつ頃まで	() 週間 ・ () か月間	どんな援助	家事援助 ・ 育児援助	ケアプラン見直し時期	年 月 日頃
いつ頃まで	() 週間 ・ () か月間						
どんな援助	家事援助 ・ 育児援助						
ケアプラン見直し時期	年 月 日頃						

区分	援助内容	具体的内容
(1) 家事援助	ア 食事の準備及び片付け イ 衣類の洗濯 ウ 居室等の掃除及び整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ その他町長が必要と認める家事援助	
(2) 育児援助	カ 授乳 キ おむつ交換 ク 沐浴介助 ケ 病院受診、健診等の同行 コ その他町長が必要と認める育児援助	

期間	年 月 日 () ~ 年 月 日まで
頻度	週間に 回程度 ・ 1回あたり 時間
日時・内容	<input type="checkbox"/> 月曜日 (午前 ・ 午後) <input type="checkbox"/> 火曜日 (午前 ・ 午後) <input type="checkbox"/> 水曜日 (午前 ・ 午後) <input type="checkbox"/> 木曜日 (午前 ・ 午後) <input type="checkbox"/> 金曜日 (午前 ・ 午後) <input type="checkbox"/> 土曜日 (午前 ・ 午後) <input type="checkbox"/> 日曜日 (午前 ・ 午後)

※ケアプランは初回訪問時（事前面談）に町が作成します。